

各市町教育委員会教育長 様

愛媛県教育委員会教育長

新型インフルエンザに関する対応について（第16報）

このことについて、文部科学省より別添写しのとおり通知（第16報）がありました。

これを受け、平成21年7月1日付け21教保第128-9号「新型インフルエンザに関する対応について（第8報）」を廃止します。

については、インフルエンザ様疾患が発生し、出席停止や臨時休業の措置を講じた場合は、11月2日より下記に従い報告してください。

記

1 保健所への連絡

学校の設置者は、児童生徒等の出席停止及び学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を行った場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第18条及び学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第5条の規定に基づき、所轄保健所に連絡する必要があります。

保健所からは速やかに連絡するよう求められておりますので、別紙様式1により学校から所轄保健所に直接速やかに連絡するよう指導してください。

【保健所報告先】

| | |
|---------|--|
| 四国中央保健所 | FAX 0896-28-1043 |
| 西条保健所 | FAX 0897-56-3848 |
| 今治保健所 | FAX 0898-23-2531 |
| 県松山保健所 | FAX 089-931-8455 |
| 松山市保健所 | E-mail R-HIRAOKA@city.matsuyama.ehime.jp E-mail z.t.xray@city.matsuyama.ehime.jp（両方に） |
| 八幡浜保健所 | FAX 0894-22-0631 |
| 宇和島保健所 | E-mail nan-kenkozoin@pref.ehime.jp |

臨時休業の措置とった場合は、FAXまたはメール送信後、電話連絡をすること。

（出席停止措置のみの場合は、電話連絡不要）

2 愛媛県教育委員会への連絡

愛媛県教育委員会では、引き続き、文部科学省への報告や報道等への情報提供のため、市町立学校における臨時休業の概要を把握しておく必要があります。

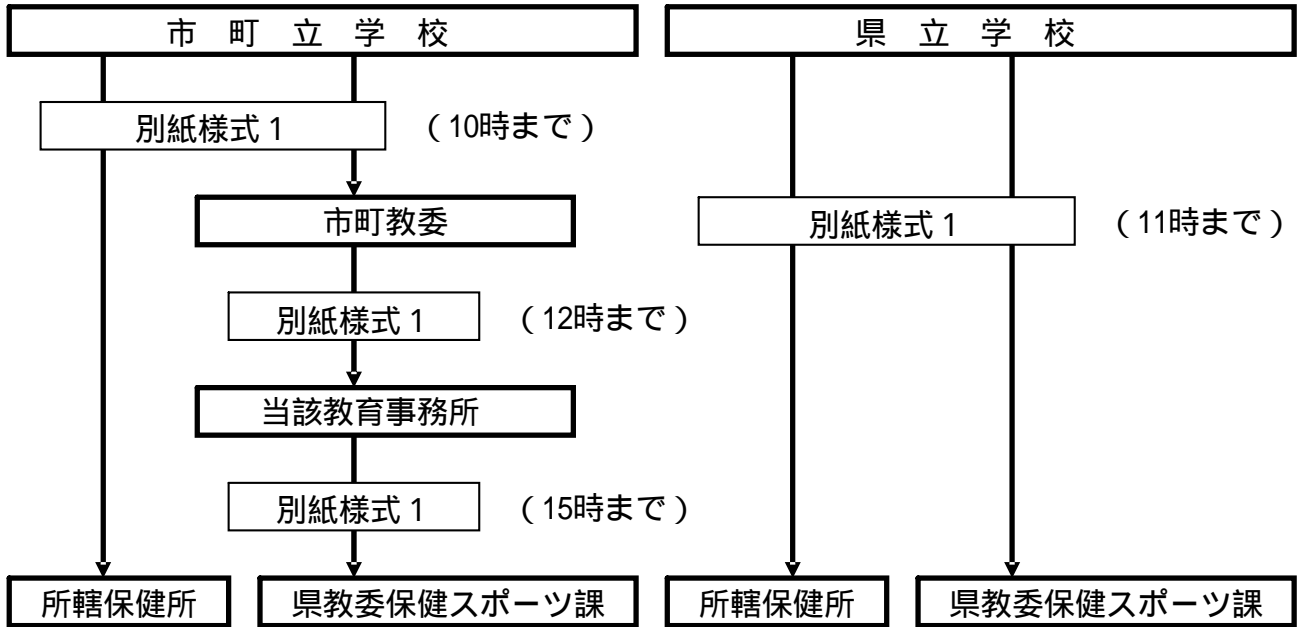
については、出席停止を行った場合は別紙様式1、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を行った場合は、別紙様式1及び2により速やかに当該教育事務所に電子メールで連絡してください。

なお、平成21年8月7日付け21教保第128-12号「新型インフルエンザに関する対応について（第9報）」で依頼した臨時休業（休校）の報告は廃止します。

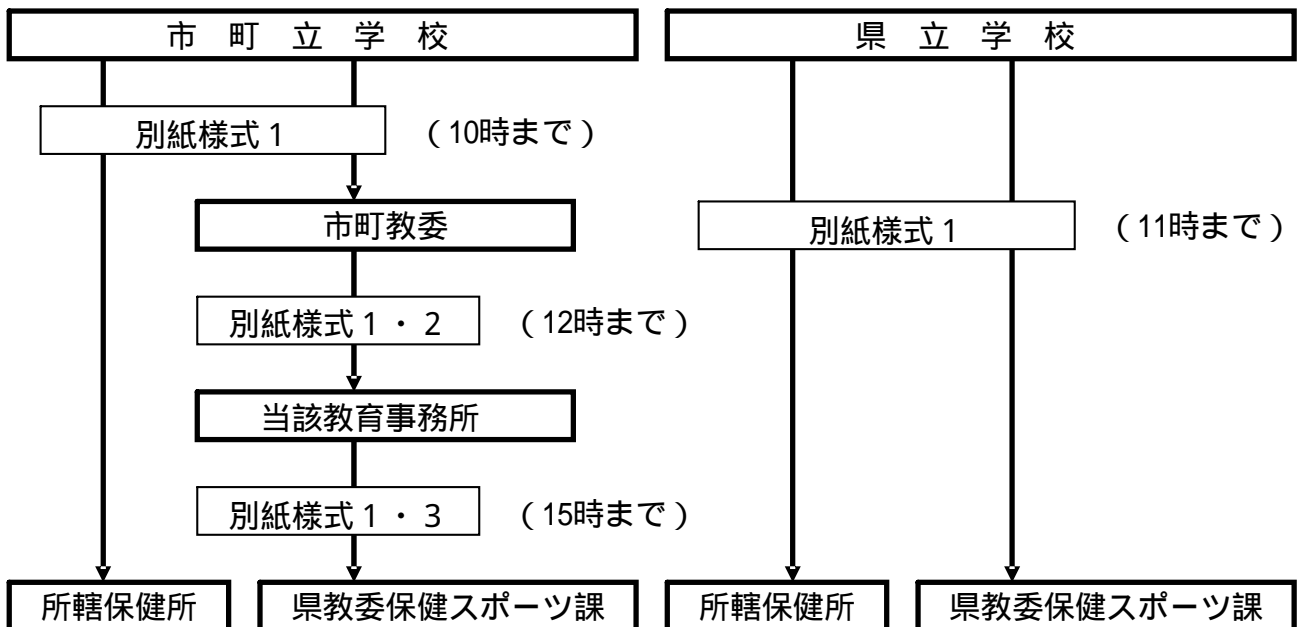
(参考)

インフルエンザ様疾患等感染症患者の発生による出席停止及び臨時休業の報告の流れ

1 出席停止のみの報告



2 臨時休業（出席停止含む）の報告



上記に関わらず、臨時休業を行う場合や重篤化する恐れのある児童生徒等の罹患を把握した場合には、速やかに保健スポーツ課にご一報ください。